

第1期
矢巾町
教育振興
基本計画

平成28年4月
矢巾町教育委員会

はじめに

国においては、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、平成20年7月には「教育振興基本計画」が策定されました。

また、同条第2項において、「地方公共団体は、前項の計画（国の計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされました。

一方、教育行政の推進におきましては、平成27年4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、教育委員会の果たすべき役割と責任を十分に自覚するとともに、新たに設置された「総合教育会議」においては、町民の皆様の期待に応える教育行政を推進するため、町長と連携して真摯に取り組んできているところであります。

そういう中、本年2月に開催されました矢巾町総合教育会議において、町政全体として教育や人材育成に取り組むための基本方針や施策の方向性を確認したいわゆる矢巾町教育大綱が制定されたところであります。

このようなことを踏まえ、「第1期矢巾町教育振興基本計画」は、法令の規定に基づき、改正教育基本法の理念や国の「教育振興計画」並びに「矢巾町民憲章」、「矢巾町教育目標」、「第7次矢巾町総合計画」、「矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の教育に係る部分、矢巾町総合教育会議において策定された大綱を踏まえて、教育の振興のための基本計画として定めたものです。

教育を取り巻く様々な社会環境の変化は、人に大なり小なりの影響を与えますが、グローバル化や人口減少・少子高齢化が進む中であっても、その地域の良さを見失うことなく、地域の独自性を発揮していくことが大切であり、人と人、人と地域のつながりを大切にしながら、豊かな自然、社会環境など地域色豊かな独自の価値を、豊かさとして守り育てていかなければなりません。

矢巾町においても、将来を担う子どもたちがお互いの尊厳を認め合い、いじめのない学校や社会をつくりあげ、自分や他人の命を大切にするとともに、将来への希望を大きくふくらませ、矢巾で育ったことに誇りを持ち、協働の力で郷土の発展に尽くすよう、また、生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自分を 人を そしてふるさと矢巾を 愛し大切にする 人づくり」を基本目標にすえ、矢巾町教育振興基本計画に基づき、矢巾町の教育行政の推進に取り組んでまいります。

平成28年 4月 1日

矢巾町教育委員会

委員長 松尾光則

目 次

はじめに

第1章 計画策定に当たって	2
1 第1期矢巾町教育振興基本計画の策定	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の期間	2
2 国・県の教育施策の動向	2
(1) 国の教育施策の動向	2
(2) 県の教育施策の動向	3
第2章 施策の大綱	3
1 矢巾町民憲章	3
2 矢巾町教育目標について	3
3 第7次矢巾町総合計画等との関連	4
(1) 第7次矢巾町総合計画との関連	4
(2) 矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連	4
4 基本目標	4
(1) 現 状	4
(2) 基本目標	5
5 施策の大綱	5
(1) 幼児教育・保育の支援	5
(2) 学校教育の充実	5
(3) 青少年の健全育成	6
(4) 生涯学習の充実	7
(5) スポーツ・レクリエーション環境の充実	7
(6) 芸術・文化活動の推進	7
(7) 文化財の保護と活用	8
第3章 具体的な施策	8
1 幼児教育・保育の支援	8
2 学校教育の充実	9
3 青少年の健全育成	16
4 生涯学習の充実	17
5 スポーツ・レクリエーション環境の充実	19
6 芸術・文化活動の推進	21
7 文化財の保護と活用	22

1 第1期矢巾町教育振興基本計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

国においては、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、平成20年7月には「教育振興基本計画」が策定されました。

また、同条第2項において、「地方公共団体は、前項の計画（国の計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされました。

「第1期矢巾町教育振興基本計画」は、同項の規定に基づき、改正教育基本法の理念や国の「教育振興計画」並びに「矢巾町民憲章」、「矢巾町教育目標」、「第7次矢巾町総合計画」、「矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の教育に係る部分、矢巾町総合教育会議において策定された大綱を踏まえて、教育の振興のための基本計画として定めるものです。

(2) 計画の期間

この計画は、平成28年度を初年度とし平成32年度を目標とした5か年間の計画とします。なお、国、県及び町の教育に関する施策の変更や社会情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

2 国・県の教育施策の動向

第1期矢巾町教育振興基本計画は、次の国及び県の教育施策の動向を踏まえ、整合性を図りつつ策定しました。

(1) 国の教育施策の動向

ア 教育基本法の改正

平成18年12月に改正された教育基本法において、地方公共団体の教育振興基本計画の策定が努力事項として掲げられました。

教育基本法の一部抜粋
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

イ 第1期教育振興基本計画

平成20年7月に策定された教育振興基本計画では、今後5年間に政府が取り組むべき教育施策の基本的方向として、次の四つが掲げられました。

- ① 社会全体で教育の向上に取り組む。
- ② 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。
- ③ 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。
- ④ 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。

ウ 第2期教育振興基本計画

平成25年6月に策定された教育振興基本計画では、第2期計画として、次の四つの横断的視点から教育の在り方をとらえ、必要な方策を整理することとされました。

- ① 社会を生き抜く力の養成
- ② 未来への飛躍を実現する人材の養成
- ③ 学びのセーフティネットの構築
- ④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

(2) 県の教育施策の動向

平成22年3月に策定された「岩手の教育振興」は、平成21年12月に策定された「いわて県民計画」に掲げられた教育施策のうち、教育委員会が所管する分野の今後10年間の基本方向について、より理解を深めるためのガイドラインとして示されたものです。

その中では、「みんなではぐくむ学びの場いわて」を教育振興の理念として掲げ、理念を実現していくうえで、特に重要となる二つの取組の視点が掲げられました。

視点1 グローバル化など変化する社会の中で、自立した社会人として生きていく力をはぐくむ。

視点2 地域とのかかわりの中で、生涯を通じて楽しく学び、いきいきと暮らす活力をはぐくむ。

また、この二つの視点を踏まえ、学校教育、生涯学習、文化芸術及びスポーツの各分野について、今後10年間の具体的な施策の内容として、次の12項目が示されています。

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| ① 社会の変化に対応する教育の推進 | ② 確かな学力をはぐくむ教育の推進 |
| ③ 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進 | ④ 健やかな体をはぐくむ教育の推進 |
| ⑤ 「共に学び、共に育つ教育」の推進 | ⑥ 学校教育を支える教育環境の充実 |
| ⑦ 教育振興運動を基盤とした地域ぐるみで取り組む教育の推進 | |
| ⑧ 広がりや深まりのある生涯学習の振興 | ⑨ 地域の「創造力」向上を目指した文化芸術の振興 |
| ⑩ 郷土への誇りと愛着を深める歴史遺産の継承と伝統文化の振興 | |
| ⑪ 生涯スポーツの振興 | ⑫ 競技スポーツの強化 |

第2章 施策の大綱

1 矢巾町民憲章

わたくしたちの町 岩手の山なみをながめ
南昌のふもと 北上の流れに憩う美しい町
わたくしたちは今 この町の光と風と父祖の足跡を受けつぎつ
和といたわりと希望の町をめざし この憲章を掲げます
この憲章のもと 老いも若きも手をたずさえ
日を月を年を重ねて たくましく生きぬくことを誓います
一、みどり豊かな自然を愛し 清らかな町づくりに努めます
一、すすんで教養を身につけ 郷土の芸術文化をたかめます
一、体力をつよめ 話し合いを大切にする 明るい家庭をつくります
一、公共心を育て 思いやりときまりのある生活をします
一、働くことに喜びをもち 希望にみちた町の開発にはげみます

(昭和51年10月25日制定)

2 矢巾町教育目標について

「21世紀に向かって」という言葉が文中にあることから20世紀後半(制定時期は不明)に制定されたと思われますが、矢巾町教育目標は、次のように述べられています。

遠く縄文の時代から、人と自然との交流の中で田園都市としての個性を形成してきた矢巾町は、(21世紀に向かって、)うるおいに満ちた田園の特性と都市の機能を豊かに調和させ、田園都市としての特性を生かした町づくりを目指す「和といたわりと希望の町」です。このような町づくりに貢献する人間の育成が教育の重要な課題となります。そこで、健康で明るく豊かな町民の育成を願って、この目標を設定しました。

① 深い知性と心豊かな人

豊かな教養を身に付け、合理的に物事を考え、郷土の開発や社会の進展に機敏に対処でき、郷土の芸術文化を高め、思いやりに満ちた気品あふれた町民。

② 協力的で責任感の強い人

正義を愛し、よりよい社会の発展のために力を合わせ、粘り強く事の処理をする町民。

- ③ 心身たくましく実践力のある人
健康の保持・増進に努め、働く喜びとたくましさに満ちた国際性に富んだ町民。

3 第7次矢巾町総合計画等との関連

(1) 第7次矢巾町総合計画との関連

本町では、平成28年度から平成35年度までを目標年度とし、「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」を基本理念とした「第7次矢巾町総合計画」が策定されます。また、総合計画では、まちづくりの基本理念を受け、さらに町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を目指し、まちの将来像として次の四つを掲げています。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・ ひとを豊かに育み見守るまち | “将来を担うひとの創造” |
| ・ 自然とひとが共生するまち | “将来に誇れるまちの創成” |
| ・ 持続的な力を蓄え活力あるまち | “将来の活力につながるしごとの創出” |
| ・ みんなでつくる協働のまち | “将来にわたり躍動する力の創生” |

さらに、まちの将来像の実現に向け、まちづくりの方針いわゆる施策の大綱を次のとおり定めています。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・ 健やかな生活を守るまちづくり | ・ 時代を拓き次代につながるひとづくり |
| ・ 利便性と発展性を高めるまちづくり | ・ 快適性と安全性を高めるまちづくり |
| ・ 産業の活力を高めるまちづくり | ・ 豊かな生活環境を守るまちづくり |
| ・ 安心と信頼が寄せられる行政経営 | |

この「第7次矢巾町総合計画」のうち、教育委員会が全部または一部関係する項目は、次のとおりです。

- | | | |
|--------------------|----------------------|-----------------|
| 「時代を拓き次代につながる人づくり」 | | |
| ① 幼児教育・保育の支援 | ② 学校教育の充実 | ③ 青少年の健全育成 |
| ④ 生涯学習の充実 | ⑤ スポーツ・レクリエーション環境の充実 | |
| ⑥ 芸術・文化活動の推進 | ⑦ 文化財の保護と活用 | ⑧ 地域間交流・国際交流の推進 |

(2) 矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連

「矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国の中長期人口ビジョン及び総合戦略における基本的な考えと視点を踏まえつつ、本町としての基本目標を設定し、中長期的視点から本町人口ビジョンの実現を目指すための指針として策定されるものです。平成27年度から平成31年度までの5ヵ年を計画期間として、「第7次矢巾町総合計画」との整合性を図ったうえで、平成27年10月29日に取りまとめられました。

その中で、「矢巾町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で示す将来展望を実現するための総合戦略として、次の三つの基本目標が策定されています。

- | | |
|----------------|----------------------|
| ・ 基本目標①（まち分野） | 自然が豊かで全世代が安心して暮らせるまち |
| ・ 基本目標②（ひと分野） | 家族全員が健康で笑顔がたえない家づくり |
| ・ 基本目標③（しごと分野） | まちの発展を支える雇用の創出 |

4 基本目標

(1) 現 状

本町においては、都市化の影響を受けてはいますが、実直で勤勉な町民性と、地域社会の結びつきが残っていることも財産となり、子どもたちの素直な感性が比較的保たれ、望ましい成長が支えられてきています。しかしながら、近年の高度情報化、人口減少・少子高齢化などの環境の変化により、子どもたちに夢や目標を持ちにくくさせ、学ぶ意欲の低下や基本的な生活習慣をはじめとした課題が指摘されています。同様に、家庭や地域の教育力の低下、社会全体の規範意識の低下が指摘されるようになってきました。

また、心豊かに生きがいのある人生を送ることは町民共通の願いです。その実現を図るため、社会教育活動や自主的なサークル活動等を通じて、教養を深めたり、いろいろな知識や技術を習得したりする

ことが大切です。しかし、近年、町民の学習意欲の高まりと共に、学習内容も年々高度化・多様化していることから、これらに対応した学習環境の整備や学習機会の拡充が求められています。

さらに、近年の地域コミュニティの衰退や教育施設の老朽化、子どもを取り巻く環境の変化、いじめ問題に対する組織的な対応の欠如等により、これまでにない新たな問題・課題も発生しています。これらを克服してより良い教育環境を整え、本町の将来を担う次世代の健やかな成長を促していく必要があります。

(2) 基本目標

様々な社会環境の変化は人に大なり小なりの影響を与えますが、グローバル化や人口減少・少子高齢化が進む中であっても、その地域の良さを見失うことなく、地域の独自性を発揮していくことが大切であり、人と人、人と地域のつながりを大切にしながら、豊かな自然、社会環境など地域色豊かな独自の価値を、豊かさとして守り育ていかなければなりません。

矢巾町においても、将来を担う子どもたちが、いじめのない学校や社会をつくりあげ、自分や他人の命を大切にするとともに、将来への希望を大きくふくらませ、矢巾で育ったことに誇りを持ち、協働の力で郷土の発展に尽くすよう、また、生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、

「自分を 人を そしてふるさと矢巾を 愛し大切にする 人づくり」

を基本目標に、教育の施策の大綱を策定することとします。

この施策の大綱は、これまでに培われてきた本町の教育の実績を踏まえ、町民のニーズや社会情勢の変化等を念頭におき、新たな課題を明らかにしながら、基本目標を目指し、今後の本町の学校教育・社会教育を推進するための基本指針として、総合教育会議において町長が策定したものです。

5 施策の大綱

(1) 幼児教育・保育の支援

幼児の健やかな成長につながるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携に努めます。

また、保護者に対する経済的な支援として、幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減に引き続き取り組みます。

ア 幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続

児童が安心して意欲的に小学校生活を過ごすことができるよう、幼稚園・保育所等と小学校の連携を密にし、幼児期の教育の成果を生かした学習を展開します。なお、将来的には、関係課とも連携し、幼保小中の健康・指導状況のデータの共有を目指します。

イ 私立幼稚園への補助

幼児教育の振興充実のため、町内の私立幼稚園に対し、運営費の補助金を交付する私立幼稚園運営費補助事業を実施します。また、幼児の健やかな成長を支援するため、幼稚園就園に伴う保護者の経済的負担軽減のため、町民が入園している私立幼稚園の設置者に対し、基準に基づき補助金を交付する私立幼稚園就園奨励事業を実施します。

(2) 学校教育の充実

児童生徒の教育にあたっては、自ら考え、進んで行動するたくましく生き生きとした人間を育てることを目指し、家庭、地域社会、学校が一体となって学校環境の充実を図るとともに、学校適応支援員や特別支援教育支援員を継続的に配置します。

また、町教育委員会及び学校において、いじめの早期発見・早期対応を目指し、「いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づいた実効性のある活動を継続的に行い、いじめにしっかり対応する学校環境の確立に努めます。

さらに、本町児童生徒の学力向上を積極的に推進します。

なお、老朽化が進む学校施設の整備に努めるとともに、適切な学校環境の確保に向けた学区の見直しについては、行政区の再編に併せて住民との協議に基づき検討します。

ア 知・徳・体のバランスを重視した教育の推進

人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、進んで学習に取り組む児童生徒、健やかな体を作る児

児童生徒を育みます。

- 豊かな心の育成
豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動できる児童生徒を育みます。
- 確かな学力の保障
基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育みます。
- 健やかな体の育成
健康で安全な生活を心掛けるとともに、運動に親しみ、自ら健やかな体を作る児童生徒を育みます。
- 家庭・地域と協働した学校経営の推進
学校は地域と連携・協力し、地域とともに児童生徒を育みます。また、校長のリーダーシップの下、全教職員が情報と目標を共有し、組織力により、よりよい学校運営を行います。
- いじめ問題への早期対応
いじめを見逃さない環境、いじめ問題に早期に組織的に対応する学校環境をつくるため、教職員の研修、スクールカウンセラーや教育相談員の配置・活用等を通じて、学校生活における児童生徒の生活のサポート体制を整えます。また、いじめ防止基本条例やいじめ防止基本方針等の実効性を高め、家庭と学校、子育て支援センター、警察、児童相談所など子育てに関わる機関との連携を強化し、いじめや虐待などの早期発見と対応に取り組み、児童生徒の健やかな成長を支援します。

イ 教育環境の充実

教育環境の充実を図るとともに、行政区の動向を注視し、町全体の小学校、中学校の学区の見直しを図ることにより、児童生徒一人一人に目が届く教育を実現し、心豊かに学べる教育環境の充実に努めます。

- 児童生徒を支える教育環境の充実
児童生徒を支える安全・安心な教育環境の構築、また家庭の経済状況にかかわらず誰もが充実した教育を受けられるよう、家庭の教育費負担を軽減する施策を行います。
- 学校を支える教育環境の充実
教職員の研修・研究事業や調査事業並びに広報発行などを行うとともに、不登校による不安定な状況を示す児童生徒に対し支援活動を行います。
- 学校規模及び通学区域の適正化
矢巾町立学校通学区域検討委員会規則（平成3年7月1日教委規則第3号）により設置される検討委員会の審議に基づき、通学区域間の児童生徒数の調整や通学区域の設定などを推進します。

ウ 安全な学校施設の管理と運営

児童生徒が安全に学べるよう、学校施設の老朽化に伴う大規模改修等、計画的かつ速やかな整備を行い安全な教育環境を確保します。また、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化した校舎の維持管理・修繕・更新についての検討を進めます。

エ 適応支援及び特別支援の充実

特別な教育的ニーズのある児童生徒の自立と社会参加をめざし、学校適応支援員や特別支援教育支援員を配置するなど、一人ひとりの状況に応じた指導の充実を図ります。

オ 安全・安心な学校給食の提供

小中学校の学校給食において、町内生産者との連携を図りながら、町内農産物を積極的に使用し、安全で安心な給食の提供を図るとともに、食への関心を高めていきます。併せて、施設や機器、備品の補修・更新を適切に行います。

(3) 青少年の健全育成

都市化の進展が進む中、青少年が健全に成長できる環境の確保に努めます。

また、学校との連携により家庭教育支援を強化するとともに、青少年の各種体験活動の充実による心身のリフレッシュを図る場の提供に努めます。

- ア 五者連携による青少年の健全育成
子ども、親、教師（学校）、地域、行政の五者が、それぞれの責任を果たす意識を持ち、地域全体で青少年を育む環境づくりを推進します。
- イ 青少年指導者団体・グループ等の育成支援
青少年指導者や団体・グループ等の育成に努めるとともに、家庭教育支援の充実や青少年の各種体験活動の充実、青少年図書拡充など、自ら学ぶ学習機会づくりの充実を図ります。

（４）生涯学習の充実

学習意欲のある市民のニーズに対応するために、サークル活動やボランティア活動への支援を行うとともに、ライフスタイルの多様化や生活の多忙化等により学習活動を行っていない市民の生涯学習活動への参加を促進します。

そして、地域課題解決のための学習実践活動を支援し、地域づくり型生涯学習の推進に努めます。

老朽化が進む町公民館の適切な維持管理を図るとともに、社会教育活動の充実に努めます。

また、住民ニーズに応える図書サービスの更なる充実を図ります。

- ア 学習機会の拡充と、家庭や地域の教育力向上
各世代の課題やニーズに対応した学習機会の充実など、社会教育活動の振興を図るとともに、地域と連携して子どもを育成することにより、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- イ 地域づくり型生涯学習の推進
講師派遣や各種広報・インターネット等を活用した市民の学習活動を支援するとともに、出前講座の開催など学習活動を支援します。
- ウ 公民館活動の振興
各種サークル活動の情報を収集し、活動の充実に向けた適切な支援を行うとともに、公民館施設の機能を維持するために年次計画で補修等により環境の整備を行います。
- エ 図書センターの充実
「やはばーく」（矢巾町活動交流センター）に移転する図書室が多くの市民に活用されるよう、その情報発信を図るとともに、利用者の年代等に対応した蔵書の充実を図ります。

（５）スポーツ・レクリエーション環境の充実

NPO法人矢巾町体育協会及び総合型地域スポーツクラブへの支援を行い、生涯スポーツ活動を推進するほか、市民スポーツ大会等の事業を通じ、スポーツ活動、市民の健康づくりやコミュニティの醸成に努めます。

また、社会体育施設の充実と利用促進の検討及び適切な維持管理に努めます。

- ア 生涯スポーツの推進
市民スポーツ大会等の事業を通して、スポーツ活動の推進やコミュニティスポーツの醸成を図るとともに、スポーツへの興味関心を高め、だれもが気軽にスポーツを始められる環境づくりを推進することで健康的な体力作りを促進します。
- イ 青少年スポーツ活動の推進
NPO法人矢巾町体育協会及び総合型地域スポーツクラブへの支援を行い、スポーツ活動を推進するとともに、各種指導者の発掘・育成に努め、スポーツ少年団の活動を推進します。
- ウ 競技スポーツの推進
種目別競技団体の活動を推進することにより、競技スポーツの振興を図ります。
- エ スポーツ施設の整備及び維持管理
社会体育施設及び学校開放施設の効率的かつ有効な利用を推進するとともに、社会体育施設の安心・安全な維持管理と整備を図ります。

（６）芸術・文化活動の推進

芸術文化団体への長期的な支援と育成を継続するとともに、市民参加型の活動の強化を図ります。

また、住民の芸術鑑賞に係るニーズを把握し、田園ホールの特徴を活かした活動を展開し、芸術文化

活動に関する情報提供や情報発信を積極的に行います。

さらに、矢巾町には県内初の本格的音楽ホールである「田園ホール」があり、町民による田園ホール混声合唱団や田園室内合奏団等の活動、文部科学大臣賞を受賞している不来方高校音楽部、東北大会に出場している煙山小学校吹奏楽部・矢巾中学校吹奏楽部・矢巾北中学校特設合唱部、その他全国大会で活躍している民謡等、音楽活動が広く行われており、その文化を「音楽の町」として内外に発信します。

ア 芸術文化活動の推進

芸術文化活動の推進を図ることを目的に、活動成果発表の機会の拡充を図るとともに、子どもから高齢者まで参加しやすい事業を推進し、芸術文化団体への長期的、継続的な支援と育成を行います。

イ 文化施設の活用

町民の芸術鑑賞に係るニーズを把握し、町文化会館の特徴を生かした各種事業を展開するとともに、芸術文化活動に関する情報提供・情報発信を積極的に行います。併せて、老朽化した施設の適切な維持管理に努めます。

(7) 文化財の保護と活用

国指定史跡徳丹城跡をはじめ貴重な文化財を適切に保存、活用するとともに、文化財の価値と保護の重要性について理解を深め次世代に伝えるため、児童生徒や町民への学習機会の提供を図ります。

また、本町には未指定の文化財が多くあるため、文化財調査を計画的に行い、実態把握に努めるとともに、町指定文化財に指定するなどの保護を図ります。

ア 文化財の保護と啓発

文化財の適正な保護管理を行うとともに、啓発を図ります。更には、伝統芸能の後継者育成に取り組むとともに、町指定文化財佐々木家曲家の保存と活用を図ります。

イ 史跡徳丹城跡の整備と活用

史跡の保存管理を図るとともに、憩いの場としての活用も含めた整備を推進します。更には、ボランティア解説員の養成を行い、史跡に対する愛護精神を育みます。

ウ 歴史民俗資料館の充実

展示施設の整備を図ることにより、郷土の歴史を学ぶ機会を多くの町民に提供するとともに、町の歴史を次世代の子ども達にも継承します。

第3章 具体的な施策

本町教育振興の基本目標「自分を 人を そしてふるさと矢巾を 愛し大切にす 人づくり」の実現に向けて、以下の7項目を基本施策とし、総合的に施策の展開を図ります。

1 幼児教育・保育の支援

(1) 現状と課題

改正教育基本法（平成18年法律第120号）において、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。」と新たに定められました。本町では、保護者に対する経済的な支援の充実に向けた取組として、幼稚園の保育料の負担軽減となる就園奨励事業を行っており、その補助対象幼児は平成27年1月現在、71名となっています。

また、近年、小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれないことや授業中に座ってられない等の学校生活になじめない状態が続く「小1プロブレム」の問題が全国的に増えています。

このような問題は、幼稚園・保育所等を通じ、家庭ではできない「集団教育」としての幼児教育への要望が保護者に高く、また、共働き世帯の増加などにより、「子どもを預かってほしい」という保育ニーズも存在することから、幼稚園、保育所等と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保することが重要となっています。

それと併せ一人ひとりの子どもの健やかな育ちが実現され、生きる力の基礎を育成する、家庭教育の充実が望まれています。

(2) 具体的な施策

ア 幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続

○ 保幼小の連携

子どもが安心して小学校生活を過ごすことができるよう、地域における幼稚園・保育所等・小学校が連携し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

○ 幼児おはなし教室

ことばを中心に特別な支援を必要とする幼児一人一人に適した保育を行うため、ことばの調査並びに指導を行います。

【主な事務事業】

- ・ 就学にあたっての保幼小連携事業の展開
- ・ 「幼児おはなし教室」の開設（未就学児ことばの教室運営事業）
- ・ 幼児のことばについての教育相談事業（未就学児ことばの教室運営事業）

イ 私立幼稚園への補助・運営補助

○ 私立幼稚園の運営補助

本町における幼児教育の充実振興を図り教育の向上を期するため、本町内の私立幼稚園の整備事業並びに運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

【主な事務事業】

- ・ 私立幼稚園運営費の補助（教育振興総務事業）

ウ 私立幼稚園への補助・就園奨励費の補助

○ 私立幼稚園就園奨励費の補助

幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園の設置者が、園児の保護者に対し、入園料及び保育料の減免を行うなど就園奨励事業を行う場合、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

【主な事務事業】

- ・ 就園奨励の補助金の交付（私立幼稚園就園奨励事業）

(3) 施策の目標

指標項目	平成27年度実績	平成32年度（目標）
就園奨励制度の基準の検討	毎年実施	毎年実施

2 学校教育の充実

(1) 現状と課題

本町には小学校が4校（徳田小学校、煙山小学校、不動小学校、矢巾東小学校）、中学校が2校（矢巾中学校、矢巾北中学校）あり、小学生1,490名、中学生851名が在学しています（平成27年5月1日現在）。児童生徒の教育に当たっては、自ら考え、進んで行動するたくましく生き生きとした人間を育てることを目指しています。

児童生徒数は、徳田小学校及び不動小学校が減少傾向にあり、煙山小学校及び矢巾東小学校と中学校については横ばいで推移しています。また、学区による児童生徒数の偏りが生じていることから、今後、学区の見直しが必要となっています。

学校施設は、徳田小学校が国指定史跡徳丹城跡内に立地しているため、移転改築に取り組む必要があり、その他の学校については、校舎内外、体育館及びプール施設等の老朽化が見受けられることから、大規模改修等、計画的に老朽化対策を進める必要があります。

児童生徒の状況は、小学校、中学校ともに不登校児童生徒が増加傾向にあり、その要因を正しく把握

し、早期の対策を取ることが求められています。本町では、いじめの防止等に関係する機関等との連携を図るため「矢巾町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ対策を推進しているほか、町教育委員会及び各学校において「いじめ防止基本方針」を策定し実践することで、いじめのない学校環境の確立に努めています。

本町の学校給食は、平成16年4月から共同調理場において給食を提供していますが、食材の地産地消を進めるため、町内生産者の協力を得て町内農産物の使用に努めています。施設や設備が完成後10年以上経過し、更新や補修が必要となっています。

このような状況を踏まえて、学校・家庭・地域がそれぞれの役割にお互いに理解し、共通認識のもとに、一体となって「豊かな心の育成」と「確かな学力の保障」、「健やかな体の育成」といった知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育てていく必要があります。

(2) 具体的な施策

ア 知・徳・体のバランスを重視した教育の推進・豊かな心の育成

- 道徳教育の充実
生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立の根底となる道徳教育の充実を図ります。
- 生徒指導の充実
学校において、「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした姿勢で、児童生徒一人一人に寄り添った指導を組織的に推進していきます。
- 学校不適應への対応
教育相談体制の一層の充実や関係機関との連携を図りながら、不登校児童生徒の縮減、問題行動等の未然防止に取り組みます。
- 教育相談機能の充実
教育相談担当者やスクールカウンセラーが、身近なところの児童生徒や家庭が抱える課題について幅広く相談に乗るほか、専門機関の情報提供を行います。
- 小中連携教育
矢巾型の小中連携教育に取り組み、学力の保障と児童生徒指導上の課題の解決に努めます。

【主な事務事業】

- ・ 道徳教育研修会
- ・ 学校警察連絡協議会、子ども議会（教育振興総務事業）
- ・ 学校不適應児童生徒への対応
- ・ 「こころの窓」の開設（学校適應指導事業）
- ・ スクールカウンセラーの配置（岩手県教育委員会事業）
- ・ 小中連携推進会議等の開催

イ 知・徳・体のバランスを重視した教育の推進・確かな学力の保障

- 確かな学力の保障
基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育みます。
- わかる授業のための言語活動の充実
全ての教科において、授業の中に言語活動を取り入れる様々な工夫をし、児童生徒が自分の考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために必要な言語力を育てます。
- 学力調査結果の分析と活用
各種学力調査の後に、調査結果の分析を行い、それを踏まえた取組を実施し、さらにその取組を検証し、次年度に向けた目標設定を行います。
- 特色ある教育課程の編成
各学校が特色ある教育課程を編成し、充実した教育活動を行うことができるよう、様々な制度を活用した支援を行います。

- 各学校の方針により取り組む教育内容
 明るい選挙推進協議会との合同授業、消費者教育、人権教育、環境教育、伝統・文化の教育、読書指導、小規模・複式教育、国際理解教育、情報教育など、各学校の方針により重点化して取り組みます。
- キャリア教育の推進
 働くことの意義や尊さを理解し、明確な目的意識をもって人生を切り開くことができる力を育みます。
- 英語教育の推進
 児童生徒の英語に対する興味関心を高め、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度と能力の育成に取り組みます。

【主な事務事業】

- ・ チラシ・ポスター「家庭学習の充実に向けて」の配布（教育研究所運営事業）
- ・ 小学校CRTをはじめとする諸調査（教育研究所運営事業）
- ・ 矢巾町教育委員会・紫波郡地方教育委員会連絡協議会指定学校公開（学校公開事業）
- ・ 諸調査における各校の結果活用レポートの作成（岩手県教育委員会事業）
- ・ 英語指導助手の小中学校への配置（英語力向上事業、中学校教育振興事業）
- ・ 大学生の学習サポーターの小中学校への派遣（中学校基礎学力向上事業）

ウ 知・徳・体のバランスを重視した教育の推進・健やかな体の育成

- 学校体育の充実
 運動能力、体力低下の課題解決に向け、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、学校体育の充実に努めます。
- 健康教育の充実
 児童生徒の心身の健康保持増進のため、望ましい生活習慣の推進に取り組むとともに、各種健診を行い事後指導の充実に努めます。
- 体力向上や運動に親しむ環境づくり
 児童生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わえるような、運動に親しむ環境づくりに努めます。

【主な事務事業】

- ・ 大学生を小学校に派遣（体力向上事業）
- ・ 小4、中1の生活習慣病予防健診（小中学校保健管理事業）
- ・ 小学校体育実技アシスタント派遣事業（岩手県教育委員会事業）
- ・ 運動部活動地域スポーツ人材派遣事業（岩手県教育委員会事業）
- ・ 元気・体力アップ60（ロクマル）運動事業（岩手県教育委員会事業）
- ・ 小学校体育連盟への補助（小学校教育振興事業）
- ・ 小中学校児童生徒各種大会参加への補助（各種大会補助事業）

エ 知・徳・体のバランスを重視した教育の推進・家庭・地域と協働した学校経営の推進

- 目標達成型の学校経営の推進
 管理職のリーダーシップのもと、全ての教職員が目標を共有し、組織的に対応し、より良い学校経営を行います。
- 学校と家庭・地域との協働の推進
 学校は保護者・地域と連携・協力し、保護者・地域とともに子どもを育みます。
- 学校評価の充実
 全小中学校で自己評価、学校関係者評価を行い、その結果を公表するとともに、結果を活用し継続的に学校運営の改善を図ります。
- 学校評議員制度の充実
 学校運営について地域へ周知するための学校評議員制度を充実させることによって地域に開かれた学校づくりに努めます。また、可能な学校では、地域住民の学校運営の参画を促すコミュニティ

スクールへの取り組みを始めます。

○ いわたの復興教育の推進

岩手県教育委員会発行の副読本を活用して、郷土を愛し三つの教育的価値（いきる、かかわる、そなえる）を生かし、復興・発展を支える人材を育成します。

【主な事務事業】

- ・ 各学校のまなびフェスト
- ・ 学校評議員制度
- ・ 学校評価
- ・ コミュニティスクール
- ・ 復興教育研修会（岩手県教育委員会事業）

オ 知・徳・体のバランスを重視した教育の推進・いじめ問題への早期対応

○ いじめの未然防止・予防の徹底

いじめの未然防止・予防の徹底を図るため、定例的なアンケート・人権擁護委員と連携した人権を考える授業・いのちの尊さを考える道徳やその他の教育活動など、教育活動全体を通じて児童生徒の豊かな心や道徳心、相手の立場に立って考える態度を育む取組を進めます。

○ いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見・早期対応を行うため、定例的なアンケートや教育相談を行うとともに、全教職員が具体事例を通じた研修を受けいじめ問題の対応力を向上させるとともに、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取組体制により実効性のある対応を行います。

○ 教育相談体制の充実

児童生徒が一人で悩んだり問題を抱えたりすることがないように、相談しやすい環境づくりに努め、学校の相談窓口及び学校外の相談窓口の周知を図るとともに、町教育研究所に児童生徒・保護者・教員を対象としたいじめの相談に当たる相談窓口を設置します。

○ 家庭や地域との連携

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働できる体制を構築できるよう、仮称いじめ防止条例の制定に取り組めます。

○ 関係機関との連携

関係機関との適切な連携を図るため、平素から学校や町教委と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催などにより、情報共有体制を構築します。

【主な事務事業】

- ・ いじめの実態に関するアンケート調査
- ・ 人権擁護委員と連携した人権に係る授業の実施
- ・ 定例的な教育相談等を踏まえた早期対応
- ・ 各学校における仮称いじめ対策委員会の定例的開催
- ・ 児童生徒・保護者・教員を対象とした教育相談員の設置（教育研究所運営事業）
- ・ いじめ防止条例の制定に向けた準備
- ・ 矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の開催

カ 教育環境の充実・児童生徒を支える教育環境の充実

○ 安全・安心な教育環境の整備

児童生徒の生命・身体を脅かす出来事が起こらないように、特にいじめ・体罰等への課題への対応を徹底します。

○ 安全に関する指導の充実

学校内のみではなく通学路も含め、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を行います。

○ 防犯意識の醸成

幼少期から犯罪防止に対する意識を根付かせるため、学校や地域、家庭など様々な場面で道徳教育の充実を図るとともに、近年増加している違法薬物への依存に伴う犯罪など、新しいタイプの犯罪を未然に防ぐため、防犯教育の充実を図ります。

- 防犯ボランティアの育成
各種見守りネットワークやスクールガードなど、地域の防犯ボランティアの育成に取り組み、地域力の向上を図ります。
- 防災教育の充実
学校防災体制を確立し、児童生徒が自然災害の危険から、自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を育成します。
- 保護者に対する経済的支援の充実
幼稚園の保育料に関する保護者の負担の軽減、小中学校の児童生徒に対する就学支援援助、上級学校に進学する生徒に対する奨学金貸付事業を引き続き行います。

【主な事務事業】

- ・ ゼロ運動（教員の不適切な言動の撲滅）
- ・ スクールガード傷害保険（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業）
- ・ 各学校における避難訓練及び防災訓練
- ・ 学校連絡網メール配信事業（小中学校教育施設整備事業）
- ・ 私立幼稚園就園奨励事業・私立幼稚園運営費補助事業
- ・ バス利用者補助（小学生遠距離通学費補助事業）
- ・ 小中学校要保護・準要保護就学援助事業
- ・ 小中学校特別支援教育就学奨励事業
- ・ 奨学金貸付事業

キ 教育環境の充実・学校を支える教育環境の充実

- 教育研究所事業
教職員の研修・研究事業や調査事業並びに広報の発行を行うとともに、社会科教材としての副読本の編集等を行います。
- 教育相談事業
幼児児童生徒の教育に関わる不安や悩みについて教育相談活動を通じて支援します。
- 適応指導教室の充実
個々の児童生徒に適切な体験活動や学習活動の提供と支援を行うとともに、保護者、原籍校、関係機関との連携を充実させ、学校復帰、進路指導の充実を図ります。
- 幼児のことばの指導
ことばの発音に課題がある幼児には、調査及び指導により課題を軽減する支援を行います。

【主な事務事業】

- ・ 観点別到達度学力検査の実施及び分析考察（教育研究所運営事業）
- ・ 研究員研究の実施（教育研究所運営事業）
- ・ 矢巾町教育研究発表会の開催（教育研究所運営事業）
- ・ 小学校社会科副読本発行・活用事業（教育研究所運営事業）
- ・ 研究所報「教育やはば」、研究集録の発刊（教育研究所運営事業）
- ・ 教育相談の実施（教育研究所運営事業）
- ・ 「こころの窓」の開設（学校適応指導事業）
- ・ 「幼児おはなし教室」の開設（未就学児ことばの教室運営事業）
- ・ 幼児のことばについての教育相談事業（未就学児ことばの教室運営事業）

ク 教育環境の充実・学校規模及び通学区域の適正化

- 学校規模の検討
教育効果などの面から、適正規模の範囲を定め、学校規模の適正化を図るため、学校規模の検討

をする組織を立ち上げます。

○ 通学区域の調整

住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を堅持するとともに、通学区域の調整等により、学校規模の適正化を図っていきます。

【主な事務事業】

- 通学区域制度及び学校規模に関する方針の検討
- 保護者や学校関係者、地域の方々を構成員とする矢巾町立学校通学区域検討委員会による学区等の検討

ケ 安全な学校施設の管理と運営

○ 学校施設の点検

毎月定例で行う教員の目視による点検の他、業者に委託し、各種施設設備の点検を定期的を実施します。

○ 学校施設の維持・補修

多動な児童が増加してきているところからオープンスペースのある教室のクローズ化を図るとともに、施設の老朽化に伴う危険個所の改修工事を実施します。

○ 学校施設の改築

子どもの安全安心を確保するため、老朽化した校舎について、その維持管理・更新について、公共施設等総合管理計画に位置付けます。

○ 教育設備の充実

現状での学校の教育設備の整備状況を勘案し、さらなる教育設備の整備・充実に努めます。

【主な事務事業】

- 遊具保守点検委託業務等（小中学校保守管理事業）
- 学校施設の修繕（小中学校維持補修事業）
- 学校の教材備品の充実（小中学校教育振興事業）
- 図書の実充（小中学校教育振興事業）

コ 適応支援及び特別支援の充実

○ 小中学校へのサポートの充実

小中学校における学習指導上あるいは生徒指導上の諸課題に対応するため、また、各学校における読書活動の充実に努めるため、引き続き町単独の非常勤職員の配置を継続します。

○ 特別なニーズに対応した教育

特別な教育ニーズのある児童生徒の自立と社会参加をめざし、一人一人の状況に応じた指導の充実に努めます。

○ 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とするすべての児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、全教職員が共通理解の下に指導に当たります。

【主な事務事業】

- 町費による学校適応支援員の配置（学校適応相談事業）
- 町費による学校図書事務補助員の配置（教育振興総務事業）
- 町費による特別支援教育支援員の配置（特別支援教育支援員配置事業）
- 特別支援学級、ことばの通級（小中学校特別支援教育事業）
- 就学指導委員会（総務管理事業）
- 特別支援教育スキルアップ研修会（各小中学校毎）

サ 安全・安心な学校給食の提供

○ 学校給食施設の整備

老朽化が課題になっている学校給食設備の整備を行い、児童生徒により安全安心な学校給食を提

供します。

- 安全な食材の使用及び地産地消の推進
食材の放射能検査を継続するとともに、町内産の農産物を積極的に学校給食に活用します。
- 食育に関する指導の推進
食に関する指導の全体計画及び年間計画を作成するとともに、学校栄養教諭と連携した食に関する指導の充実を図ります。
- 食物アレルギーへの対応
食物アレルギー対応の対象食材、除去食調理体制の検討を行うとともに、学校・家庭との連携を密にし、事故のないよう努めます。また、価格が特定できる除去食材（牛乳及び製品化されたデザートのみ）の返金について検討します。
- 学校給食費収納率の向上
学校給食の質の維持・向上をめざし、学校給食費の未納家庭には、様々な方法により収納体制の強化を図ります。

【主な事務事業】

- ・ 厨房機器の更新・修繕事業
- ・ 栄養教諭による食に関する指導の巡回指導
- ・ 食物アレルギー調査の実施及び対象児童生徒との面談
- ・ 除去食の提供と給食の原材料を詳細に記載した献立表の作成及び提供
- ・ 学校給食共同調理場運営委員会・学校給食担当者会議・給食費集金担当者説明会等々の開催

(3) 施策の指標

指標項目	現状値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
※全国学力・学習状況調査 県平均に対する町平均の割合	小学校 100% 中学校 103%	小学校 104% 中学校 103%
※岩手県学習定着度状況調査 県平均に対する町平均の割合	小学校 99% 中学校 105%	小学校 104% 中学校 105%
※学校適応支援員の適正配置	4人	必要に応じた適正配置
※特別支援教育支援員の適正配置	5人	必要に応じた適正配置
図書事務補助員の適正配置	3人	必要に応じた適正配置
※学校給食への町内農産物の利用割合	56.5%（平成26年度）	57.0%
※ボランティアによる防犯活動従事者数 （スクールガード登録者数）	170人	180人
※ソーシャルワーカーによる支援実施学校数		制度開始後設定
※防犯指導スキルアップ研修の教職員受講率		100%
※教育施設の長寿命化実施率		公共施設等総合管理 計画策定後に設定
小学校CRT検査の全国比	105%	105%
町費による非常勤支援員等の配置	7人	7人
不登校児童生徒数	小学校 2人 中学校 16人	小学校 1人 中学校 14人
児童生徒の読書冊数	小学校 15.3冊 中学校 2.7冊	小学校 13.3冊 中学校 4.2冊
児童生徒の体力運動能力で全国平均以上	31.3%	80%
学校評価を踏まえ運営改善に取り組む学校	100%	100%
いじめ調査を複数回実施している学校	100%	100%
教員の不適切な指導の毎月点検	100%	100%
年2回の家庭学習強化月間の設定	100%	100%

※ 指標項目の※印は、「第7次矢巾町総合計画」または「矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載された指標項目である。以降における表においても同様とする。

3 青少年の健全育成

(1) 現状と課題

少子化、情報化、国際化が進む中、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。同時に、核家族化の進行やひとり親家庭の増加などに伴い、家庭において家族のふれあいが不足することで基本的な生活スキルが低下する可能性があります。

また、インターネットの普及や情報化の進展など、コミュニケーション手段が変化することに伴い、地域での人間関係が希薄化し、地域活動への関心が薄れ、異年齢間での交流が減少しています。このような情報化の進展によって、多種多様な情報に触れることができる一方で、受け取る情報量が過重となり、自ら考えて行動する力が弱まっていると言われています。

青少年の育成は、学校教育にのみ任せるのではなく、日常生活での活動や地域行事への参加など、さまざまな体験を積み重ね、同年代による友人のほか、他の集団や異年齢とのかかわりの中から、より良い人間関係を形成する力を身につける必要があります。

そのため、さまざまな体験活動や取り組みを通して、青少年が広い視野をもち、多くの疑問を感じることによって自ら考える機会を与えることが必要です。また、都市化による住宅環境や保護者の意識などにより、外遊びやスポーツなどの機会が減少し、青少年の体力の低下も懸念されている現状から、自然体験やスポーツ活動などに日頃から親しみ、体を動かすことによって心身ともにリフレッシュし体力増進を図ることが重要です。

学校、家庭、町民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に向けて自主的に取り組む岩手県独自の教育運動である教育振興運動は、昭和40年に、県内各地で地域をあげて学力向上のための取り組み（読書運動など）を行ったのが始まりで、以来、県の教育水準の向上、子どもの健全育成、家庭や地域の教育力向上など、教育環境の整備充実に大きな役割を果たしています。

この運動の特色は、「①子ども、親、教師（学校）、地域、行政の五者が、それぞれの責任を果たしながら、相互に連携して進める運動（五者連携）」、「②地域の教育課題を地域単位で話し合い、活動の計画を立て、主体的に解決しようとする実践的運動」、「③多くの大人が各種の活動にかかわり、地域全体で子どもたちを育もうとする運動」の3点ですが、本町でも改めて、この活動を踏まえた青少年の健全育成を図る必要があります。

(2) 具体的な施策

ア 五者連携による青少年の健全育成

- 家庭教育の振興
親子や家族のつながりを深める学習機会を提供し、家庭教育の振興を図ります。
- 教育振興運動の充実
教育振興運動の充実に努め、家庭や地域の教育力の向上を図ります。
- 青少年の健全育成
青少年の健全育成と地域連帯感の醸成を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携
学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる仕組みづくりを進めます。

【主な事務事業】

- ・ 家庭教育ふれあい推進事業（社会教育振興総務事業）
- ・ 笑顔のかけはし事業（自治体間児童交流事業）
- ・ 教育振興運動推進事業
- ・ 親子体験学習（社会教育振興総務事業）

イ 青少年指導団体・グループ等の育成支援

- 子ども会育成会連合会との連携、支援
子ども会育成会連合会の活動を支援することにより、地域子ども会活動の充実を図ります。
- 青少年健全育成町民会議との連携、支援
地域ぐるみ型組織である青少年健全育成町民会議の活動を支援することにより、青少年の健全育

成を図ります。

- 青少年指導者協議会との連携、支援

青少年指導者協議会の活動を支援することにより、青少年の健全育成を図ります。

【主な事務事業】

- ・ 青少年指導者協議会（親子キャンプ）、子ども会育成会連合会（ドッジボール大会、リーダー研修会、創作活動教室）（社会教育振興団体補助事業）
- ・ 青少年健全育成町民会議（作文コンクール、親子劇場、山ゆり表彰）

（3）施策の指標

指標項目	現状値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
※教育振興運動の実践活動地域数	44地域	44地域
※青少年育成団体数	3団体	3団体
SCによる保護者の教育相談の紹介		年2回以上

4 生涯学習の充実

（1）現状と課題

本町では、生涯学習施策を総合的に推進するため、平成16年3月に矢巾町生涯学習推進本部を設置し、町民が生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を創造していくことができるよう、各世代の課題やニーズに対応した各種事業の実施を通じて学習活動の支援や自主学習グループ等の育成を図っています。加えて、本町町民の学習意欲は全体的に高く、サークル活動やボランティア活動にも高い関心が寄せられています。

その一方で、ライフスタイルの多様化や生活の多忙化等により学習活動を行っていない町民も多くなっていますが、こうした町民の中には潜在的に学習意欲をもっている方がいることから、提供する生涯学習内容について常に見直しつつ町民ニーズに対応することが必要です。

町公民館は、青少年教育・成人教育・高齢者教育の講座の機会を設けているほか、町内約80団体の自主学習グループが積極的に活動を行うなど、本町における社会教育・生涯学習活動の中心的施設として多くの町民に利用されています。また、町民が生涯自主的に学び自己を高め、健康で生きがいのある学習活動ができるよう、各世代のニーズに応じた各種教室の実施を通じて、学習活動の支援や自主学習グループの育成と情報発信を行っています。

しかし、町公民館や図書室をまったく利用したことがない町民もおり、利用人数の増加を図る必要があるほか、地域の学びの拠点である自治公民館の振興を図ることが重要です。

本町の図書室は、平成28年4月にオープンした「やはぱーく」（矢巾町活動交流センター）へ移転しましたが、これを機会に図書室の周知を強化する必要があります。併せて、自主学習の要である図書室の蔵書充実が重要で、利用者のニーズを把握し応えていく必要があります。

なお、町公民館は建設から30年近くが経過し、経年劣化による施設の老朽化が進んでおり、適切な整備が急務となっています。

（2）具体的な施策

ア 学習機会の拡充と家庭や地域の教育力向上

- 学習機会の充実

青少年教育・成人教育・高齢者教育の視点から、各世代の町民の課題やニーズに対応した学習機会の充実に努めます。

- 学習活動の支援

講師派遣や各種広報媒体・インターネット等を活用した学習情報の提供等を通じて、町民の学習活動を支援します。

- 団体等の育成・支援

指導者や団体・グループ等の育成支援を図るとともに、相互のネットワークづくりを推進します。

【主な事務事業】

- ・ 青少年、成人、高齢者を対象とした各種講座（社会教育教室講座開催事業）

- ・ 連合婦人会、女性教育連絡協議会（社会教育振興団体補助事業）
- ・ 女性の絆プロジェクト事業（社会教育振興団体補助事業）
- ・ セカンドアカデミーの開設（社会教育教室講座開催事業）
- ・ 成人式開催事業

イ 地域づくり型生涯学習の推進

- コミュニティ意識の醸成
地域的課題の解決に向けた学習プログラムの開発や学習実践活動を支援します。
 - 地域づくりへの支援
町当局や自治公民館等と連携しながら、学習の成果がまちづくりに生かされる仕組みづくりに努めます。
 - ボランティア活動の振興
生涯学習としてのボランティア活動の振興に努めます。
- 【主な事務事業】
- ・ まちづくり出前講座の利用促進（町公民館運営事業）
 - ・ ジュニアリーダーボランティアの育成（町公民館運営事業）

ウ 公民館活動の振興

- 学習機会の提供
幅広いニーズに応じた学習機会の提供に努めます。
 - 学習情報の提供
町民が地域課題に取り組むための拠点施設として、情報提供を行います。
 - 視聴覚教育の充実
映画会の開催等を中心とした視聴覚教育の充実に努めます。
 - 団体等の育成・支援
町民の学習活動を促進するため、団体やサークル等の育成・支援を図っていきます。
 - 自治公民館活動の支援
講師派遣等を通じて活動を支援します。
 - 研修会の開催
地域の活動を支えるリーダーの育成のため、各種研修会を開催します。
- 【主な事務事業】
- ・ 各種講座の開設（夏休み工作、リクエスト講座、料理教室）（町公民館運営事業）
 - ・ 視聴覚教育の充実（夏休み映画会・田園映画祭）（町公民館自主事業）
 - ・ 高齢者大学の開設（青松学園大学支援事業）
 - ・ 自主学習グループの育成援助と作品展示の奨励（町公民館自主事業）
 - ・ 学級開放講座（生涯学習の各種体験講座）の開催（町公民館自主事業）
 - ・ 学習情報の提供（町公民館運営事業）
 - ・ 自治公民館長研修の実施（町公民館運営事業）
 - ・ 自治公民館振興大会の実施（自治公民館運営事業）
 - ・ 移動公民館事業の実施（町公民館運営事業）
 - ・ 教育振興運動との連携（教育振興運動推進事業）

エ 図書センターの充実

- 蔵書の充実
蔵書の充実に努めます。
- 各種資料の収集
各種情報・資料の収集と蓄積に努めます。
- 図書センター運用の効率化

図書センタースペースの有効活用を図るため、資料配置や運用方法の効率化に努めます。

○ 本に親しむ機会の拡充

図書センターの利用促進に向けた情報発信に努めるとともに、市民が本に親しむ機会の拡充を図ります。

【主な事務事業】

- ・ 蔵書の充実のための図書購入費の予算化（町公民館運営事業）
- ・ 図書貸出や返却業務の迅速化と効率化（町公民館運営事業）
- ・ 巡回文庫の実施（町公民館運営事業）
- ・ 図書センターの全般的なPR（町公民館運営事業）

(3) 施策の指標

指標項目	現状値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
※各種講座開催数	7回（平成26年度）	12回
※まちづくり出前講座実施件数	29件（平成26年度）	37件
※各種活動サークル数	70団体	78団体
※図書の蔵書数	45,000冊	90,000冊
生涯学習に関する研修実施地区数	35地区	38地区
公民館振興大会の開催	4地区各年1回	4地区各年1回

5 スポーツ・レクリエーション環境の充実

(1) 現状と課題

本町には、市民総合体育館、総合グラウンド、南昌グリーンハイツ屋内プール、ゲートボール場、ペタンク場、マレットゴルフ場等のスポーツ・レクリエーション施設があるほか、学校施設も市民のスポーツ活動の場として提供しています。

しかし、多様化するスポーツ活動を行う上で、冬期間の屋外スポーツの練習場が不足しているほか、市内のスポーツ施設の利用は昼夜共に多く、個人利用が難しい状況となっているとともに、経年劣化により、社会体育施設や設置機器の老朽化が進み、これに対応した維持管理と適切な整備が必要です。

また、本町市民や団体は、岩手県民体育大会において多くの種目で上位入賞を果たしており、市民のスポーツ活動は活発に行われていますが、スポーツ少年団活動が活発化する中で、有資格指導者が不足しています。そのため、スポーツ少年団の有資格指導者の確保が必要であるとともに、競技力の向上に向けた長期的・継続的な支援が必要です。

現在本町では、日本一健康な町やはばの実現に向けて全町一体となって活動を進めていますが、そのためには高齢者の健康増進を目的とした運動習慣の構築を図るとともに、日常的な運動が定着していない市民も多数いることから、コミュニティを核としたスポーツ活動の推進が必要となっています。

(2) 具体的な施策

ア 生涯スポーツの推進

○ 生涯スポーツ活動の推進

各種教室・大会等のスポーツイベントを開催し、生涯スポーツ活動を推進します。

○ トレーニングプログラムの提供

個々の運動能力に合わせたトレーニングプログラムの提供を推進します。

○ 研修会等への参加促進

指導者講習会・研修会の参加促進を図ります。

○ 地域を基盤としたスポーツ活動の振興

市民スポーツ大会の充実及び講師派遣等による、地域を基盤としたスポーツ活動やコミュニティスポーツの振興を図ります。

○ 総合型地域スポーツクラブへの支援

総合型地域スポーツクラブ「楽々クラブ矢巾」への支援を行います。

【主な事務事業】

- ・ ロードレース大会運営補助（体育総務事業）
- ・ 町民スポーツ・レクリエーション祭（体育総務事業）
- ・ 町民スポーツ大会（体育総務事業）
- ・ 指導者研修会への参加促進（体育総務事業）
- ・ 体育協会、楽々クラブ矢巾への支援（スポーツ振興団体補助事業）

イ 青少年スポーツ活動の推進

- 各種教室の開催
子どもの基礎運動能力の向上を目的とした各種教室の開催を推進します。
 - スポーツ少年団活動の推進
スポーツ少年団活動を推進します。
 - いわてスーパーキッズ発掘育成事業への参加
いわてスーパーキッズ発掘育成事業への参加を促進します。
- 【主な事務事業】
- ・ 体育協会、楽々クラブ矢巾による事業への支援（スポーツ振興団体補助事業）
 - ・ ジュニアトータルスポーツ教室等、各種青少年スポーツ教室の開催（矢巾町体育協会へ指定管理）

ウ 競技スポーツの推進

- 各種大会の開催
種目別競技団体と連携した各種大会の開催を推進します。
 - 競技力の向上
各種競技大会や研修会への選手派遣を推進し、競技力向上に努めます。
 - 団体の組織強化
各種目別団体の組織強化を支援します。
- 【主な事務事業】
- ・ 各種スポーツ大会への選手派遣（各種競技大会出場補助事業）
 - ・ スポーツ振興団体補助事業（体育協会）

エ 2016 希望郷いわて国体・いわて大会の推進（平成28年度のみ）

- デモンストレーションスポーツの普及推進
デモンストレーションスポーツとして本町で開催されるスポーツチャンバラ及びラジオ体操の更なる普及・推進を図るとともに、大会運営に万全を期します。
 - 花いっぱい運動
町民に対し、花いっぱい運動等県民運動への積極的な参加を促し、希望郷いわて国体・いわて大会の開催に向けた機運の醸成に努めます。
 - カヌー競技への支援
カヌー競技への支援を引き続き行うとともに、競技役員の養成に努め、開催に向けて支援体制の確立に努めます。
- 【主な事務事業】
- ・ 希望郷いわて国体スポーツチャンバラ大会の準備・開催
 - ・ 希望郷いわて国体ラジオ体操会の準備・開催
 - ・ 希望郷いわて国体カヌー競技への支援
 - ・ 花いっぱい運動の展開

オ スポーツ施設の整備及び維持管理

- 体育施設の適切な維持管理
計画的な維持補修により、安全安心な施設の提供に努めます。
- スポーツ設備の充実

スポーツ用具等の定期的な更新により、利用者サービスの向上を図ります。

【主な事務事業】

- ・ 社会体育施設の維持管理事業

(3) 施策の指標

指標項目	平成27年度実績	平成32年度(目標)
※町民スポーツ大会年間参加延べ人数	2,054人(平成26年度)	2,050人
※各種教室参加者数(充足率)	86%(平成26年度)	90%
※県民体育大会出場種目数	20競技(平成26年度)	22競技
※町民総合体育館の稼働率	100%	100%

6 文化・芸術活動の推進

(1) 現状と課題

本町では、町公民館や町文化会館(田園ホール)を中心に芸術文化関係団体の定期的活動が行われていますが、活動の拠点である田園ホールは県内で最も高い年間80%以上の稼働率を誇り、その特徴を活かした各種鑑賞事業が展開され、町や町民の活発な芸術文化活動を支えています。

特に、町民劇場や田園室内合奏団など、町民自らの手による地域文化の創造が行われており、その活動は本町の独自性を表しています。また、町内小中高等学校における音楽活動も高い評価を得ており、町内外に「音楽の町」としてその存在を示す機会を設けたいものであります。

一方、芸術鑑賞事業等の入場者数が伸び悩んでいる状況であるとともに、芸術文化活動団体の構成員が高齢化しており、活動が縮小する傾向にあります。

今後は、町民が優れた芸術作品の鑑賞、直接芸術文化活動に参加できる機会を積極的に設定することが求められているほか、町民の自主的な芸術文化活動を促進するとともに、町民で結成する各種団体においてはその担い手が不足していることから、新規参加者を募り後継者の育成を進める必要があります。

併せて、老朽化が進む施設の計画的な維持管理及び設備の維持・更新も必要となっています。

(2) 具体的な施策

ア 文化芸術活動の推進

- 芸術文化団体の育成
芸術文化団体の育成、支援を行います。
- 情報収集と発信
県内の広域ネットワークを活用し、幅広い情報収集と情報発信を図ります。
- 芸術祭の参加促進
芸術祭の参加促進を図ります。
- 鑑賞事業等の拡充
町民のニーズを把握しながら芸術文化活動や鑑賞事業等の拡充に努めます。
- 音楽の町づくり事業
町内の音楽関係者を一堂に集めた音楽祭を年1回開催します。

【主な事務事業】

- ・ 芸術祭の開催(芸術文化振興事業)
- ・ 各種芸術文化団体への支援(芸術文化振興事業・芸術文化協会補助金)
- ・ 音楽祭の開催(音楽の町づくり事業)

イ 文化施設の活用

- 運営委員会の活用
文化会館の事業効果を高めるため、運営委員の助言を得ながら事業運営します。
- 芸術文化活動の支援
団体、サークル、鑑賞の活動等、自主的かつ主体的な町民の芸術文化活動を支援します。
- 住民参加型事業の推進

町民参加型事業を推進します。

【主な事務事業】

- ・ 文化会館運営委員会の開催（田園ホール運営事業）
- ・ 田園ホール自主事業の充実（田園ホール運営事業）
- ・ 住民参加型事業の推進

(3) 施策の指標

指標項目	現状値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
※芸術文化協会加入者数	団体42団体 個人6人	団体42団体 個人6人
※自主事業年間入場率	48%（平成26年度）	60%

7 文化財の保護と活用

(1) 現状と課題

現在、本町には43件の指定文化財があり、その中には国指定史跡徳丹城跡も含まれており、継続的に調査及び公有地化を進めています。

徳丹城は、平安時代初期の弘仁3年（812年）頃に、征夷将軍文室綿麻呂によって造られた律令制最後の城柵で、昭和44年に国指定史跡に指定されています。徳丹城の整備事業は、指定後の翌年から17年間、第1次整備事業として行ってきましたが、その後は特に進展していない状況であり、今後活性化に向けた取組を検討する必要があります。

また、町内には、未指定の文化財が多くあるため、失われる可能性のある価値の高い文化財を保護するために、本町では文化財調査を行い、実態把握に努めるとともに文化財指定を進めています。埋蔵文化財は、現在162カ所登録されており、開発の際必要に応じて調査を行っています。

貴重な文化財を適切に保存し、かつ有効に活用し、次世代に伝えていくためには、指定文化財保存のための補助、史跡の適切な管理活用、後継者育成の支援など、継続的な取組を充実する必要があります。

町民に、豊かな矢巾の文化財の価値と保護の重要性について理解を深めてもらえるよう文化財を保存活用する施設を整備し、学習の機会となる普及啓発事業の充実を図る必要があります。

そのため、史跡徳丹城跡に隣接する町歴史民俗資料館及び佐々木家曲家を活用し、文化財の価値と重要性について理解を深めてもらうよう定期的な企画展等、事業を行っていく必要があります。

(2) 具体的な施策

ア 文化財の保護と啓発

- 文化財の保存
文化財の適正な保護管理を行います。
- 開発行為に伴う発掘調査
開発行為との円滑な調整に努め、試掘調査や本調査を迅速に行います。
- 指定文化財の周知・保存
指定文化財の周知と保存に努めます。
- 伝法寺館跡の保存
伝法寺館跡の保存・管理に努めます。
- 郷土芸能の後継者育成
有形文化財・無形文化財の保存と継承を図り、特に郷土芸能の後継者育成に努めます。
- 文化財の調査
文化財調査を行い、実態把握に努めます。

【主な事務事業】

- ・ 開発行為に対応した発掘調査の実施（埋蔵文化財発掘調査総務事業）
- ・ 出土品の適正な管理と活用（町内遺跡発掘調査事業）
- ・ 町指定文化財調査の実施（文化財保護事業）
- ・ 郷土芸能の伝承と育成（文化財保護事業）

- 伝法寺館跡管理事業

イ 史跡徳丹城跡の整備と活用

- 実施設計の策定
第2次整備事業基本設計に基づく実施設計を策定します。
 - 情報の発信
調査と研修を継続し、情報発信に努めます。
 - 活用の促進
地域との連携を深め、活用を促進します。
- 【主な事務事業】
- 徳丹城春まつりの開催（史跡公園総務事業）
 - 史跡公園管理事業
 - 史跡徳丹城跡整備活用事業へ向けた環境づくり（史跡整備計画策定事業）
 - 発掘調査（町内遺跡発掘調査事業）

ウ 歴史民俗資料館の充実

- 文化財の管理
文化財の適切な保管・管理に努めます。
 - 展示内容の整備
展示内容のビジュアル化等、リニューアル整備に努めます。
 - 学習機会の提供
佐々木家曲家等、展示資料を実際に見たり触れたりできる教材として活用し、町民に学習機会を提供します。
 - 史跡との一体的な利活用
史跡徳丹城跡と一体的な利活用を促進します。
- 【主な事務事業】
- 歴史民俗資料館保守管理事業
 - 歴史民俗資料館・佐々木家曲家の活用（歴史民俗資料館運営事業）

(3) 施策の指標

指標項目	現状値（平成27年度）	目標値（平成32年度）
※指定文化財数	43件	43件
※ボランティアガイド登録者数	6人	15人
※歴史民俗資料館入館者数	2,205人	2,500人
史跡徳丹城跡の整備計画	第1次整備完了	第2次整備実施設計着手
史跡徳丹城跡の調査面積（進捗率）	44,097㎡（27.15%）	46,088㎡（28.38%）
周知遺跡登録数	162カ所	162カ所